児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、補助事業を実施する、児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に対し、当該補助事業に要する経費について毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

　　　 (1) 児童福祉施設等

　　　　　　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業、里親及び小規模住居型児童養育事業をいう。

　　　(2) 社会福祉法人等

　　　　　　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に定める法人、民法（明治２９年法律第８９号）第３４条に定める法人、特定非営利活動法人促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に定める法人、里親から事務の委託を受けた者（以下「里親会」という。）及び里親、小規模住居型養育支援事業者をいう。

　　　(3)　補助事業

　　　　　　児童の福祉を図るため別途定める実施要領に基づき、県の補助を受けて社会福祉法人等が直接実施する事業をいう。

　　　(4) 補助事業者

　　　　　　前号に規定する事業を行う者をいう。

　　　(5)　直接処遇職員

　　　　　　入所している児童の保護に直接従事する職員をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる経費は、次に掲げる事業を別途、知事が定める実施要領に基づいて実施する場合に要する経費とする。

　　(1) 施設入所児童等健全育成推進事業

　　　 (2) 民間児童養護施設等人材確保対策事業

　　(3) 乳幼児突然死症候群予防対策

（補助対象及び補助額）

第４条　前条の経費に係る児童福祉施設等の種別及び補助額は、別表のとおりとする。なお、当該年度４月１日現在既に設置されている施設を補助対象施設とする。

（申請書の様式等）

第５条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとし、その提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。ただし、補助金の申請をしようとする者が里親である場合に合っては、申請書の様式は様式第１号－２のとおりとする。

（申請書の添付書類）

第６条　規則第４条第２項第１号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

　２　規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項は、見積書の写し等、事業の実施に係る経費の内訳を証明できる書類とする。

　（軽微な変更）

第７条　規則第６条第１項第１号に規定する知事が定める軽微な変更は、総事業費の３０％以上の増減を生じる変更又は計画した内容（数量化しているものに限る。）の３０％以上の変更以外のものとする。

　（変更交付申請書の様式等）

第８条 補助事業者は、前条に定める軽微な変更により、その所要額に変更を生じた場合に、様式第２号の変更交付申請書を知事に提出するものとする。

　２　前項の変更交付申請書の提出期限は、毎会計年度３月３１日とする。

（交付決定通知書の様式）

第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第３号のとおりとし、補助事業者が里親である場合にあっては、様式第３号－２のとおりとする。

　（事業内容の変更等の承認申請）

第10条　補助事業者は、規則第６条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとした場合は、様式第４号の事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（報告書の様式等）

第12条　規則第１３条の報告書の様式は、様式第５号のとおりとし、補助事業者が里親である場合にあっては、様式第５号－２のとおりとする。

（報告書の添付書類）

　　第13条　規則第１３条の報告書には、領収書等、事業の実施に係る経費の内訳を証明できる書類を添付しなければならない。

（報告書の提出時期等）

第14条　規則第１３条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止、事業年度完了の場合を含む。）後１５日以内又は当該年度の３月３１日までとする。

（確定通知書の様式）

第15条 規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第６号のとおりとし、補助事業者が里親である場合にあっては、様式第６号－２のとおりとする。

　（補助金の返還）

　　第16条　知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

　　　２　知事は、規則第１４条の規定により補助対象に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

（財産処分制限の緩和期間等）

第17条　規則第１９条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の日の翌日から起算する。

２　規則第１９条第２号に規定する知事の定めるものは、１件の取得価格又は効用の増加した財産の価格が５０万円以上の財産とする。

（書類の整備等）

第18条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計

年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　（暴力団排除に関する事項）

　　第19条　知事は、補助事業者が埼玉県暴力団排除条例に関する次の事項に該当する場合、補助決定等の取消をすることができる。

　　　 (1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　　 (2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　　 (3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　　 (4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

附　則

この要綱は、平成１３年６月２１日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１４年１０月３１日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年９月２２日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年１２月２６日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年１月２３日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年７月２６日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月１９日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年２月１９日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

　　 附　則

この要綱は、平成２３年１月５日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２３年１２月１９日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２４年１０月３０日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月２３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年８月１５日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１０日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年８月８日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年７月２４日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年度分の補助金から適用する。

　なお、「施設入所児童フェアスタート応援事業費補助金」は廃止する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年度分の補助金から適用する。

　別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設等種別 | 補　　助　　基　　準　　額 | | | 対　　象　　経　　費 | 補助額 |
| 施設入所児童等健全育成推進事業 | 児童養護施設児童心理治療施設  小規模住居型児童養育事業 | 入所児童等社会活動支援費 | | 1,500円×措置児童数 | 入所児童のケア、権利擁護、自立支援、地域等に対する養育支援及び生活環境の一層の強化を図るために要する経費（ただし、社会福祉法人会計基準のいう職員俸給、職員諸手当、退職金、業務委託費、福利厚生費、給食費、被服費、就職支度費、葬祭費を除く） | 補助基準額と事業に要した額とを比較していずれか低い額 |
| 施設入所児童等健全育成推進事業 | 児童養護施設  里親会  里親  児童自立生活援助事業  小規模住居型児童養育事業 | フェアスタート応援事業費 | 大学等受験料 | ２校までとし、60,000円を上限とする。 | 大学、専門学校等の受験料 | 補助基準額又は実支出額のいずれか低い額 |
| 自動車運転免許取得費 | 185,000円限度×対象児童数  対象は高校卒業後に就職予定の児童で、免許の取得が雇用の条件となっている等、確実に就労するために必要な場合に限る。  ただし、限度額に満たない場合は実支出額とする。 | 自動車運転免許を取得するための自動車教習所の費用 |
| 資格取得費 | 中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）に在籍する児童（相当年齢を含む）を対象とし、実支出額を上限とする。 | 資格を取得するための受験料  ただし、自動車運転免許取得費は含まない。 | 措置費対象経費を控除した額 |
| 高校生学習経費 | 高等学校又は特別支援学校高等部に在籍する児童が対象。  ①学習塾等受講費　　実支出額上限  ②訪問学習受講費　　実支出額上限  ③その他学習支援費　実支出額上限 | ①受講費、教材費、通学費  ②訪問学習の利用に要した経費  ③自己学習費（通信教育、模擬試験等を含む）及び施設職員等が入所児童に対して学習指導を行うために要した人件費、教材費、消耗品、試験費用等の必要経費 |
| 高校生生活支援費 | 高等学校又は特別支援学校高等部に在籍する児童が対象。  ①学校部活動費　　　実支出額上限  ②社会参加・体験活動参加費  　　　　　　　　　　実支出額上限  ③学校授業料　　　　実支出額上限 | ①部活動の参加に要する費用  ②部活動以外のクラブ活動、ボランティア等の社会活動、体験活動であって、児童の能力向上・自立に資する活動に要する経費  ③在学中における教育に必要な授業料 |
| 民間児童養護施設人材確保対策事業 | 児童養護施設  児童自立生活援助事業 | 民間児童養護施設人材確保対策事業費 | | 月額26,000円（被虐待児受入加算費を基準とする）×措置児童数  児童自立支援施設及び児童心理治療施設に１年を超えて入所していた児童が対象。 | 施設経理区分における職員俸給、職員諸手当、賃金、法定福利費の科目に属する経費 | 補助基準額 |
| 乳幼児突然死症候群予防対策費 | 乳児院 | 乳幼児突然死症候群予防対策費 | | 23,328円×呼吸モニター設置台数  (当該年度4月1日現在既に契約済) | 呼吸モニター設置に要する経費 | 補助基準額の１/２ |

備考

１　児童養護施設には、県又は市が設置するものを含まない。ただし、フェアスタート応援事業費については、県又は市が設置するものを含むものとする。

２　児童福祉法第３４条の５又は第４６条の規定により県又はさいたま市の監督を受ける児童福祉施設等を補助対象とする。ただし、他の都道府県市から措置された児童については、当該都道府県市に請求するものとする。

３　措置児童数とは、措置費の支弁対象児童の各月初日の数の年間累計であり、一時保護委託児童は含まない。ただし、入所児童等社会活動支援費に限り、児童養護施設の一時保護専用棟における一時保護委託児童も含む。

様式第１号（第５条関係）

　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

住所地

名称

設置者

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　下記により児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　　　　金　　 　　　　　　円

２　補助事業の目的及び内容

３　申請額算出内訳書　　別紙１－１のとおり

４　事業計画書　　　　 別紙２のとおり

添付書類

（１）見積書の写し等、事業の実施に係る経費の内訳を証明できる書類

（２）乳幼児突然死症候群予防対策費については契約書等の写し

様式第１号－２（第５条関係）

　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付申請書

　　　　年 　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　 里親氏名

　下記により児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　　金　　　　　 　　 　円

２　補助事業の目的及び内容

３ 申請額算出内訳

○フェアスタート応援事業費

　　・大学等受験料　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　・自動車運転免許取得料　　　　　　　　　　　　　 円

　　・資格取得費　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　・高校生学習経費　　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　・高校生生活支援費　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　　　 　　　 交付申請額計： 円

様式第２号（第８条関係）

　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金変更交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

住所地

名称

設置者

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　年　月　日付けこども第　号で補助金の交付決定の通知を受けた　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金について、交付額の変更を受けたいので申請します。

記

１　変更交付申請額　　　　　金　　　　　　　　円

２　変更理由

３　変更申請額算出内訳書　　別紙１－１のとおり

４　事業計画書　　　　　　　別紙２のとおり

様式第３号（第９条関係）

　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　所在地

　名称

　設置者

　代表者職氏名　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　年　月　日付け第　　号で申請のあった　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　交付金額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　交付方法　　精算払い

３　交付条件

　(1) 児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付要綱第７条に規定する軽微な変更以外の変更をしようとする場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、規則第１９条の適用があること。また、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

様式第３号－２（第９条関係）

　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

住 所

里 親 氏 名　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　年　月　日付けで申請のあった　　　年度児童福祉施設子どもの暮らし応援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　交付金額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　交付方法　　精算払い

３　交付条件

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難と

　　　　なった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第４号（第１０条関係）

　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業変更

（中止・廃止）承認申請書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

所在地

名称

設置者

　　　　　　　 　　　　　　　 代表者職氏名

　　　　年　月　日付けこども第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた　　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

１　補助事業名

２　変更（中止・廃止）理由

３　変更内容　別紙のとおり

様式第５号（第１２条関係）

　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金実績報告書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

住所地

名称

設置者

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　年　　月　　日付けこども第　　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助金精算額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助事業の実施期間　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

３　精算額内訳書　　 　　別紙１－２のとおり

４　事業の成果　　　　　　　別紙３のとおり

５　添付書類

（１）領収書等、事業の実施に係る経費の内訳を証明できる書類

様式第５号－２（第１３条関係）

　　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金実績報告書

　　年 　月　　日

（あて先）

　 埼玉県知事

住 所

里 親 氏 名

　　　　　年　　月　　日付けこども第　　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　補助金精算額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助事業の実施期間　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

３　精算額内訳

○フェアスタート応援事業費

　　・大学等受験料　　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　・自動車運転免許取得料　　　　　　　　　　　　　 円

　　・資格取得費　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　・高校生学習経費　　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　・高校生生活支援費　　　　　　　　　　　　　　　 円

　　　　　 実績報告額計： 円

様式第６号（第１５条関係）

　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　所在地

　名称

　設置者

　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　年　月　日付けこども第　　号で補助金の交付決定をした　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金については、提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により通知します。

記

　１　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　円

　２　補助金交付確定額　　　金　　　　　　　円

様式第６－２号（第１５条関係）

　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

住 　所

里親氏名　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　年　月　日付けこども第　　号で補助金の交付決定をした　　　年度児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金については、提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により通知します。

記

　１　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　円

　２　補助金交付確定額　　　金　　　　　　　円

様式７号

請 求 書

金 円

　　年度　児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金を上記のとおり請求します。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　設置者

　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名・里親氏名

　（あて先）

埼玉県知事

　＜振込先＞

　　債権者登録番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銀行名 | 本店  　 　銀行  　支店 | 口座種別 | 普通 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）  口座名義人 | | | |

※債権者登録番号を記載の場合、振込先の詳細は省略可。